

お子さまがいるご家庭の方へ ファミサポ事業をご存知ですか？

市では、子育てを「手助けして欲しい方」と「お手伝いしたい方」がお互いに支えあう「**「ファミサポ事業」**を実施しています。子育て支援センターが有料で育児をお手伝いします。

■対象となる方

市内在住の生後3ヶ月から小学校6年生までのお子さまを育てる保護者

■主なサービス内容

一時預かりや通園・通学・習い事の送迎

※宿泊を伴う預かりは不可

■利用料金

*平日7時～19時

700円/1時間

*平日の前記以外の時間及び

土日祝日・年末年始

800円/1時間

※おむつ代・交通費等は別途費用が必要です。

■申込 申込書に記入

■利用料の助成

利用料の半額助成制度があります。(月額助成上限3万円)

(円) 別途請求が必要です。

■お問い合わせ・お申し込み

子育て支援センター
(市民交流センター「ニコリ」内)
☎2317676

4月より 児童センターは 10時に開館します

地域における子育て中の親子のふれあいの場として、4月より市内4箇所の児童センターを平日の10時から開館します。子育て支援センターと併せて、サークル等の集い、情報交換の場としてもご利用ください。



■開館時間

- ・月曜～金曜日(10時～19時)
- ・土曜日(稚崎児童センターのみ開館・7時30分～19時)
- ・小学校の長期休暇中等(7時30分～19時)

※祝祭日・年末年始を除く

■利用にあたっての注意事項
・平日午後、土曜日、学校の

休暇中は児童クラブ開設のため施設が手狭になります。センター敷地内は禁煙・飲食禁止となっています。

授乳の際は声がけください。駐車場の台数に限りがありますので、乗り合わせ等にご協力ください。

■絵本等の貸出

各センターでは、未就学児用に絵本などの貸し出しも行っていきます。貸出の方法等、詳しくはお尋ねください。

■お問い合わせ

福祉課子育て支援担当
(内線173・175)

障がいのある方へ タクシー利用料の一部を助成します

市では、在宅の重度心身障がい者(児)の皆さんの、社会参加と生活圏の拡大を支援するため、タクシー料金の一部を「利用券」により助成しています。

■対象者

市内に住民登録のある在宅の方で、次のいずれかに該当する方

- *身体障害者手帳(1・2級所持者)
 - *療育手帳A所持者
- ※施設へ入所している方や、

福祉のことならご相談ください 福祉総合相談窓口が4月オープン

4月1日より稚崎市の相談支援体制を整えた福祉総合相談窓口が開設されます。専門の相談員が皆さんからの相談に応じますので、福祉に関することなら、なんでもご相談ください。

また、必要に応じて関係機関や専門職との調整を行い、問題を解決するお手伝いをします。障がいを持つ方が自立よう推進していきますので、お気軽にご利用ください。

■場所 市役所1階福祉課内

■開所日時
月～金(土日・祝日除く)
8時30分～17時15分

■常駐相談員

社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、家庭児童相談員(母子自立支援員)、就労支援員

■相談方法

電話・来所相談、訪問支援

■相談先・お問い合わせ
福祉課障がい福祉担当
(内線1822・1803)

自動車・軽自動車税を減免されている方は、交付の対象になりません。

■申請開始

4月1日(火)

■申請時の持物

身体障害者手帳または療育手帳、印鑑

■利用券交付枚数

*24枚/年間(1ヶ月2枚)

*腎臓機能障害1級の手帳所持者は、36枚/年間(1ヶ月3枚)

※年度の途中で申請した場合は、月割になります。

■利用方法

県タクシー協会加盟のタクシー会社等で利用できます。

1回の乗車につき、利用券1枚を利用できます。(1枚につき、630円を割引)

ご利用の際に、利用券と一緒に手帳を提示しますと、心身障がい者タクシー運賃の割引(手帳提示時1割引)も併せて利用できます。

■お問い合わせ・お申し込み

福祉課障がい福祉担当
(内線1822・1803)